

東京都市計画公園大田第2・2・57号日下山公園の変更 (大田区決定) について		【説明資料】
1 趣旨及び経緯	<p>東京都における都市計画公園について、都、特別区、市及び町が連携して「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」を策定することで、計画的・効果的な施策展開を図っている。</p> <p>一方で、大田区における公園・緑地の計画として、基本構想と連携する「新おおた重点プログラム（令和5年2月更新）」では、「水と緑を大切に、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します」を個別目標に掲げ、身近な場所で水やみどりに触れ合える、潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進するとしている。</p> <p>また、都市づくりの基本方針である「大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月改定）」では、公園の役割として、区民のレクリエーション、健康増進、子育て支援及び生物多様性の確保など、水と緑のネットワークづくりを担うとしている。</p> <p>さらに、公園・緑地などみどりに関連する分野別計画である「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた（令和5年3月改定）」では、目指す将来像の実現に向け、4つの方針を定め、特に公園・緑地の配置方針として、区民が健康的で文化的な生活をするうえで必要となる機能を有し、面積が300㎡以上で接道していること、面的に連続していることなどの一定条件を満たすことができる公園・緑地は、都市計画事業に位置付け、整備を推進するとしている。</p> <p>本計画地は、面積約0.06ヘクタールの既に開園している街区公園とその隣接地である。当該地域は東京都震災対策条例における避難場所の避難有効面積が2㎡/人を下回る地域であり、震災対策時にオープンスペースが必要な地域である。そのうえ、急傾斜地及びその近傍で、がけ崩れによる土砂流出等の緩衝地となる区域、東京都豪雨対策基本方針に基づく対策強化流域となっている。既開園地と隣接地を都市計画公園とすることで、まとまりのあるオープンスペース(多目的広場等)を確保でき、防災機能を高めることができる。</p> <p>さらに当該地域は、緑被率が区全体平均より低い</p>	<p>○都市計画の経緯</p> <p>令和5年7月 原案の作成</p> <p>令和5年8月 案の決定</p>

第四号議案

	<p>うえ公園不足地域であり、環境保全・レクリエーション面からも公園として整備する必要性の高い地域である。</p> <p>以上のような大田区の定める諸計画や当該地の立地状況を踏まえ、当事業を都市計画公園事業に位置付け、公園としての永続性を担保し計画的に整備を進めていくものである。</p> <p>なお、本案件は都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。</p> <p>位 置：大田区南雪谷三丁地内 面 積：約0.11ha 名 称：東京都市計画公園大田第2・2・57号日下山公園</p> <p>住民説明会を開催した。 対象公園：かにくぼ公園、日下山公園 開催日：令和5年8月8日 会場：大田区立雪谷小学校 参加者数：18人 意見回答：9件（都市計画変更に対する意見は0件）</p> <p>日 時：令和5年10月23日から11月6日まで 場 所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見回答：0件</p> <p>令和5年12月 都市計画審議会 令和5年12月 都市計画変更 令和6年4月 事業認可予定</p>	<p>○令和5年9月15日付 5都市政緑第353号</p> <p>○用途地域等について ※第1種低層住居専用地域 建ぺい率 50% 容積率 100%</p>
2 都市計画の内容		
3 説明会の概要		
4 公告・縦覧		
5 今後の予定		